

平成 20 年 2 月 4 日

環 境 省

大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

部長 由田 秀人 様

全国清掃事業連合会

会長 三井 崇裕



要 望 書

環境省におかれては、平成 20 年度重点施策について、その全体像を「環境立国・日本の創造・発信」と名付け、これを受けて廃・リ部は、引き続き「3Rを通じた持続可能な資源循環」を目指していくことを公表されています。

私どもは、廃・リ部が、資源循環型社会形成・3R推進を中心とした諸施策を積極的に打ち出されておられることに心から敬意を抱くものです。

しかし、その一方で、最近の社会経済事象と地方自治体の一般廃棄物処理事業の現場で生起している事態を見ますと、廃・リ部の一廃処理事業に係る施策について、多くの問題点があるのではないかと、深い危機感を覚えていることも事実であります。

そこで、この度、私どもが抱く疑問、危機感について率直にお伝えし、その解決に向けたご要望を申し上げますことといたしました。

貴職におかれても、私どもが掲げる「環境保全優先、安心・安全の循環型社会づくり」の方針についてご賢察いただき、解決に向けた特段のご高配を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 廃・リ部の職員および地方自治体の廃棄物担当職員に、廃棄物処理法の目的と制定の背景が周知されているか、はなはだ疑問でありますので、今後、周知徹底するようお取り計らい願います。

<理由>

昨年 10 月の全清連全国研修大会における廃対課長講演資料の「市町村の 3 R 化改革の全体像」で、これまでの市町村における一廃処理行政が「公衆衛生の向上のための社会資本整備」であったとの記述があり、これに対して、全清連会員から「廃掃法の目的からすれば、『環境保全のため』という記述が欠落しているのでは」と指摘したところ、「指摘の通り、記述もれです。」と回答されました。その後の関係資料については、全清連の指摘を反映した記述となっておりますが、私どもは、「記述もれ」との説明を承服していません。

そもそも、廃・リ部は、廃掃法の存在によって成立する主管部局です。廃・リ部は、法第 1 条を実現するために設置され、定義・区分に基づいて一般廃棄物処理に処理責任を有する市町村は、法第 1 条を実現するために一廃処理行政を執行します。

また、第 1 条は、立法の歴史的背景と使命を明らかにしており、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」との文言は、昭和 30 年～45 年における企業利益優先、住民軽視の社会状況や悲惨な公害事件を克服するために定められたのです。

したがって、私どもは、廃対課において、根幹たる「生活環境の保全」が、3 R 化改革に関する重要説明資料の冒頭で「記述もれ」してしまうことが信じられないのです。私どもには、「3 R 化改革」と「資源循環型社会形成・3 R 推進」の施策の核心部分において、「環境汚染を防止し、環境を保全する」という問題意識が希薄化しているとしか考えられません。

視点を、今日の社会経済事象に転じると、中国産ぎょうざによる中毒事件の J T、生協等の安全・安心に対する極度の軽視の事実、自動車欠陥偽装、耐震偽装、食品安全偽装、耐火偽装、古紙偽装、さらには、リサイクル偽装があり、加えて、リサイクル名目の脱法、不適正処理の横行という事実と直面します。これらは、すべて、企業

利益を優先して、国民の安全・安心は軽視するという今日の経済システムから必然的に生起する事態です。法令遵守やCSRが叫ばれるようになって久しいにもかかわらず、昭和30年代の公害事件と本質的には変わらない大企業による偽装事件が頻発し、法令無視は当然という雰囲気がなくなっていない現実の前では、廃掃法は、環境汚染を防止するための規制法として、益々、その重要性が増しています。

しかしながら、誠に残念なことに、あり得るはずのない「記述もれ」が、いとも簡単に「記述もれ」の修正として片付けられ、ミスを生み出す意識構造にメスが入ることなく過ぎ去ろうとしています。

私どもは、廃掃法の主管部局においてすら、このような有様であれば、地方自治体の一廃主管部局においては、さらに惨憺たる有様と断ぜざるを得ません。

現に、今日の地方自治体の一廃行政担当者は、2~3年の異動という条件も加わって、地方自治法の理解はあれど、廃掃法については、現場対応と事務処理に追われて、十分な理解など期待できるものではありません。毎年開催される都道府県・政令市一廃主管課長会議においても、当面の循環型社会形成・3R推進の施策に関する説明資料があるものの、根幹に係る基本認識については触れられません。さらに、都道府県・政令市から責任ある課長が来るとは限らず、都道府県レベルでは、市町村担当責任者を集めて周知徹底を図る所は少なく、関係文書送付で終ることも多いというところが実態です。

したがって、私どもは、真の意味で、資源循環型社会形成の大前提として、環境を保全するという目的があることを、今こそ、改めて、廃・リ部の全職員、都道府県・政令市の廃棄物担当者、市町村の一廃行政担当職員に周知徹底する必要があるものと考えます。

また、今日の偽装横行の現実に踏まえて、環境省が進める「循環型社会形成・3R推進」施策の周知にあたっては、「環境保全が優先されること、安心・安全が担保されなければならないこと」を説明するとともに、環境省発出文書にも明確に記述されるべきと考えます。

2. 固形一般廃棄物の収集・運搬業務については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする廃掃法及び施行令に照らして、業務委託にあつては随意契約が本来の

姿であり、業の許可にあたっては、一般廃棄物処理計画にいうゴミ発生量に対応する処理能力の範囲の限りにおいて許可することが本来の在り方です。

しかしながら、昨今の多くの市町村は、一般廃棄物処理という公共サービスの本質が法第1条の目的実現に在ることを忘却した如く、業務の適正性を重視せず、経済性の観点のみから、業務委託にあつては競争入札化に走り、業の許可にあたっては、一廃処理計画との整合性を無視した許可乱発に走る傾向にあります。

廃・リ部廃対課におかれては、これまで、この案件について一貫して消極的立場に終始されていますが、この立場を大胆に転換されるよう要望します。

私どもは、廃対課が、企業利益優先、住民無視の結果として公害列島が現出した廃掃法制定の歴史的背景と法の使命について改めて認識された上で、廃掃法が求める本来の在り方を、文書通知、口頭説明を含め積極的に市町村に対して周知徹底されるよう要望します。

なお、これまで廃対課は、随意契約の競争入札化問題や許可乱発問題に関する私どもの要望に対して、「環境省も98%随意契約でたたかれており、市町村に物を言うのはむづかしい」とか「世の中の流れが規制緩和だから競争入札化、許可乱発もやむを得ないところがある」とか「価格のみの競争は良くないが、競争入札という方向は変えられない」等々の発言をされて来られました。

私どもは、私どもの仕事が、固形一般廃棄物の収集・運搬であり、環境省の業務発注・物品購入とは性質が異なること、公法上の契約と私法上の契約という違いもあることを、何度となく説明して来ましたが、相手にしていただけませんでした。

しかし、競争入札化と許可乱発は、私どもの業界に従事する社員に対して犠牲を強いるしか術がなくなりつつあります。車両経費と人件費を主要な要素とする収集・運搬業務費を削ろうとすれば、人件費しかありません。すでに、現実には民間300万～400万円/人(直営事業職員700万～800万円/人)という水準で推移しており、これが、適正処理を担保するギリギリのところではあります。

廃対課におかれては、これからは非正規社員や外国人労働者を使用して、ワーキングプア化させれば、問題解決といわれるのでしょうか。中小零細企業がほとんどの固形一廃業者は、過当競争に耐えることはできません。過当競争は大企業の勝利で終るといことは常識です。大企業の本質は、企業利益優先であり、利益のためなら偽装

も平気です。時価会計評価の経済システムでは、モラルの入る余地はなくなります。規制緩和一辺倒によって生み出された著しい社会的格差、これをさらに助長するようなことを、環境を守る総本山たる環境省は容認されるのでしょうか。

私どもは、環境省に対して、長年にわたり地域の環境保全及び公衆衛生の向上に尽くしてきた固形一廃業者が、健全なかたちで業務遂行に臨みうる仕組みを検討していただくよう心から要望します。

3. 廃・リ部廃対課におかれては、地方自治体への関与にあたっては、関与の法定主義に則り、「技術的助言」の範囲でしか関与できないとのことですが、市町村が行政執行機関として、法の定めを実施していない場合には、「是正の勧告」等、何らかの積極的関与が行われなければならないものと考えます。

また、要望事項、1. 2 に明らかにした重要案件については、真に周知徹底を図るための現実的方策の検討を行い、市町村が本気で受け止める手立を勸案いただくよう要望いたします。

4. 廃・リ部廃対課におかれては、市町村の3R化改革のひとつとして廃棄物会計基準の導入を提案されていますが、この会計基準には、きわめて重大な欠陥があるように考えます。それは、固形一般廃棄物の収集・運搬業務委託費を、物件費という名目にくくったことによって、廃掃法施行令にいう「受託するに足りる額」であるかどうかについてのチェック機能が全く存在しないということです。ご承知の通り、廃掃法は、第1条の目的を実現するために、経済性の優先よりも業務の適正性を重視する視点を強く打ち出しているものですが、このことが物件費としてくくられてしまうことによって、市町村が、安かろう悪かろうの市場原理優先手法で収集・運搬業務を委託しても、問題が表面化しなくなるのです。

このような重大欠陥については、早急に是正していただくよう強く要望いたします。

以上